

【ドイツ】2014年再生可能エネルギー法の制定

海外立法情報課 渡辺 富久子

* 再生可能エネルギーによる発電を助成するために消費者が電気料金に上乗せして支払う賦課金の値上がりが問題となっていた。その抑制等を目的として、2014年再生可能エネルギー法が制定された。

1 固定価格買取制度と賦課金

ドイツにおいては、再生可能エネルギー法（注1）が定める固定価格買取制度（注2）により、再生可能エネルギーの普及が図られてきた。2013年の電力の総消費量に占める再生可能エネルギーの割合は、25.4%であった（注3）。

再生可能エネルギーによる発電施設は、供給する電力量に対し、法律が定める固定の買取価格である補償金（以下「補償金額」）を運転開始から20年間受け取る。補償金額は、電力の市場価格よりも高くなるように設定されており、補償金額と電力の市場価格の差額は、「賦課金」として、消費者が最終的に負担している。賦課金は、消費電力1kW時につき、2008年には1.16セントであったが、2012年に3.59セント、2013年に5.28セント、2014年に6.24セントであり（注4）、近年特に上昇幅が大きい。2014年の賦課金総額は、約238億ユーロに上るとされている（注5）。

2 2014年再生可能エネルギー法の概要

補償金額は20年間定額であるため、再生可能エネルギーが普及する限り、当面、その総額は増える一方である。そのため、再生可能エネルギーによる発電をよりコントロールし、賦課金の負担の仕組みを見直さなければならないという認識が、国民の間で共有されていた。その結果、従来の再生可能エネルギー法に代わる2014年再生可能エネルギー法（注6）が2014年7月に制定された。同法の施行日は、2014年8月1日である。以下に、その概要を紹介する。

(1) 再生可能エネルギーの増強目標

電力の総消費量に占める再生可能エネルギーの割合を、2025年までに40～45%、2035年までに50～60%、2050年までに80%とする（第1条）。賦課金を抑制するため、陸上風力発電施設及び太陽光発電施設の設備容量の増加は、1年につき2,500MWまで、バイオマスについては1年につき100MWまでとする。洋上風力発電施設の総設備容量は、2020年に6,500MW、2030年に15,000MWに引き上げる。（第3条）

(2) 補償金額の見直し

個別の補償金額が見直され、従来1kW時につき平均17セントであった補償金額は、

2015年以降に運転を開始する発電施設については平均12セントとなる(第40～51条)。

(3) 製造業事業者及び自家発電の賦課金負担

従来、電力集約的な製造業の事業者が支払う賦課金は、最大で1kW時につき0.05セントに軽減されている。この賦課金の軽減は、EUの競争法上、事業者に対する補助金に当たる可能性があり、許容されるか否かがEUにおいても問題となっている。

これらの事業者に対する賦課金の軽減を大幅に見直すことも検討されていたが、事業者の国際競争力の維持の観点から、最終的には比較的小幅な見直しとなった。今回の改正により、制度の対象となる業種がやや狭まった。当該業種に属する事業者は、その粗付加価値に対する電力費用の割合が一定以上である場合には、1GW時を超える消費電力量について、賦課金が通常の15%に軽減される。更に、当該事業者の賦課金総額の上限として、賦課金の粗付加価値に対する割合が定められた。(第64条)

また、従来、自家発電は賦課金を免除されてきたが、今回の改正により、自家発電が石炭や天然ガス等による場合には100%の賦課金、再生可能エネルギーによる場合には40%の賦課金(2014年8月時点では30%だが、段階的に引き上げられる。)が課されることになった。ただし、設備容量が10kW未満の発電施設からの電力については、引続き賦課金が免除される。(第61条)

(4) 再生可能エネルギーの電力市場への統合

従来、再生可能エネルギーにより発電された電力は、系統運用者に買い取られてきたが、今回の改正により、2014年8月1日以降に運転を開始する発電施設で、設備容量が500kW超のもの、2016年1月1日以降に運転を開始する発電施設で、設備容量が100kW超のものは、電力を、電力市場で販売しなければならない(第2条及び第37条)。更に、再生可能エネルギーにより発電した電力の入札制度が2017年に本格導入される(第2条及び第55条)。

注(インターネット情報は2014年7月15日現在である。)

- (1) Erneuerbare-Energien-Gesetz vom 29. März 2000 (BGBl. I S.305).
- (2) 固定価格買取制度については、渡辺富久子「ドイツの2012年再生可能エネルギー法」『外国の立法』no.252, 2012.6, pp.80-82を参照。<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3497220_po_02520007.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>
- (3) Bundesministerium für Wirtschaft und Energie, Erneuerbare Energien im Jahr 2013, 2014, S.2. <<http://www.bmwi.de/BMWi/Redaktion/PDF/A/agee-stat-bericht-ee-2013,property=pdf,bereich=bmwi2012,sprache=de,rwb=true.pdf>>
- (4) 送電系統運用者4社共同のウェブサイトを参照。<<http://www.netztransparenz.de/de/EEG-Umlage.htm>>
100セント=1ユーロ、1ユーロは2014年7月現在約137円。
- (5) Deutscher Bundestag, *Plenarprotokoll* 18/33, S.2702.
- (6) EEG 2014 vom 21. Juli 2014 (BGBl. I. S.1066)